

ケアンド松戸訪問看護ステーション 運営規程

（事業の目的）

第1条 地域医療福祉支援サービス株式会社が開設するケアンド松戸訪問看護ステーション（以下「ステーション」という。）が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護、健康保険法に基づく指定訪問看護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護師、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士（以下「看護師等」という。）が、訪問看護の必要性を主治医に認められた要介護者（介護予防にあっては要支援者）及び病気や怪我等により在宅療養を必要とする者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

（運営の方針）

（指定訪問看護運営の方針）

- 第2条 事業所が実施する事業は、利用者が療養状態・要介護状態となった場合においても、可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復を図るものとする。
- 2 事業の実施に当たっては、必要な時に必要な訪問看護の提供ができるよう努めるものとする。
 - 3 事業の実施に当たっては、利用者の療養状態・要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行い、常に利用者の立場に立ったサービス提供に努めるものとする。
 - 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、病院、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
 - 5 前4項のほか、「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(指定介護予防訪問看護運営の方針)

第3条 事業所が実施する事業は、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の意欲を高めるような適切な働きかけを行うとともに、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

2 事業の実施に当たっては、指定介護予防訪問看護の実施手順に関する具体的方針として、サービス提供の開始に当たり、利用者の心身状況等を把握し、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた個別計画を作成するとともに、個別計画の作成後、個別計画の実施状況の把握(モニタリング)をし、モニタリング結果を病院・指定介護予防支援事業者へ報告することとする。

3 事業の実施に当たっては、利用者の心身機能、環境状況等を把握し、介護保険以外の代替サービスを利用する等効率性・柔軟性を考慮した上で、利用者の意思及び人格を尊重しながら、利用者のできることは利用者が行うことを基本としたサービス提供に努めるものとする。

4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、病院、居宅介護支援事業者、在宅介護支援センター、地域包括支援センター、他の居宅サービス事業者、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

5 前4項のほか、「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準」に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(健康保険法に基づく指定訪問看護運営の方針)

第4条 健康保険法に基づく指定訪問看護の提供に当たって、医師の指示のもと、対象者の心身や特性を踏まえて、生活の質の確保を重視し、健康管理、全体的な日常動作の維持・回復を図るとともに、在宅医療を推進し、快適な在宅医療が継続できるように支援するものとする。事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業の運営)

第5条 事業の提供に当たっては、事業所の訪問看護師等によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わないものとする。但し、災害時等の緊急事態においては委託を考慮する。

(事業所の名称等)

第6条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 1 名称 ケアンド松戸訪問看護ステーション
- 2 所在地 千葉県松戸市日暮6-32 シーバードⅠ 101号室

(職員の職種、員数及び職務内容)

第7条 事業所に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 看護師1名

管理者は、ステーションの従業者の管理及び指定訪問看護、指定介護予防訪問看護、健康保険法に基づく指定訪問看護の利用の申込に係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに、自らも指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護、健康保険法に基づく指定訪問看護の提供に当たるものとする。

- 2 看護師等 看護職員 常勤換算2.5名以上

看護師等は、指定訪問看護、指定介護予防訪問看護、健康保険法に基づく指定訪問看護の提供に当たるものとし、准看護師を除き、訪問看護計画書及び訪問看護報告書を作成するものとする。

- 3 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士：必要に応じて雇用し配置する。

訪問看護（在宅におけるリハビリテーション）を担当する。

(営業日及び営業時間)

第8条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日及び12月30日から1月3日までを除く。

- 2 営業時間 午前 9 時から午後 6 時までとする。
- 3 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(訪問看護の内容及び利用料等)

第 9 条 指定訪問看護の内容は次のとおりとする。

- 1 病状・障害の観察
- 2 清拭・洗髪等による清潔の保持
- 3 食事および排泄等日常生活の世話
- 4 床ずれの予防・処置
- 5 リハビリテーション
- 6 ターミナルケア
- 7 認知症患者の看護
- 8 療養生活や介護方法の指導
- 9 カテーテル等の管理
- 10 その他医師の指示による医療処置
- 11 服薬状況の把握および薬学的管理の補助（残薬確認を含む）
- 12 主治医・保険薬局（薬剤師）、その他居宅サービス事業者等との情報共有および連携

(利用料等)

第 10 条 ステーションは、基本利用料として介護保険法または健康保険法等に規定する厚生労働大臣が定める額の支払いを利用者から受けるものとする。介護保険で居宅サービス計画書に基づく訪問看護を利用する場合は、介護報酬告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、その利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

※但し、支給限度額を越えた場合は、越えた分の全額を利用者の自己負担とする。法定代理受領分以外については介護報酬告示上の額とする。

- 2 次条に規定する通常の事業の実施地域を越えて行う訪問看護に要した交通費は、通常の実施地域を越えて10km以上で500円とする。
- 3 死後の処置料は、15,000円とする。
- 4 前2項の費用の支払いを受ける場合には利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名を受けることとする。
- 5 前4項の利用料等の支払いを受けたときは、利用者又はその家族に対し、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとに区分したもの）について記載した領収書を交付する。
- 6 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護、健康保険法に基づく指定訪問看護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、その内容及び支払いに同意する旨の文書に署名を受けるものとする。
- 7 医療保険の場合は、健康保険法等に基づき、利用者負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

（通常の事業の実施地域）

第11条 通常の事業の実施地域は、松戸市・市川市・柏市・鎌ヶ谷市・船橋市・流山市・葛飾区・江戸川区・三郷市とする。

（衛生管理等）

第12条 事業所は、看護師等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

- 2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

（1）事業所における感染症の予防及び蔓延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね半年に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

（2）事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的に実施する。

(緊急時等における対応方法)

第13条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

2 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。

3 利用者に対する訪問看護の提供により事故が発生した場合は、利用者の所在する市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業所等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。

4 利用者に対する訪問看護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第14条 指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護、健康保険法に基づく指定訪問看護の提供に係る利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護、健康保険法に基づく指定訪問看護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は

助言に従って必要な改善を行うものとする。

苦情相談先 TEL：047-710-6722

FAX：047-710-6723

担当者：石澤利章

対応時間：9:00 ～ 18:00（事業所営業時間内）

その他、お住まいの市区役所および国民健康保険団体連合会においても苦情申し出等できます

千葉県国民保険団体連合会	介護保険課	043-254-7409
	苦情処理係	043-254-7428
松戸市	介護保険課	047-366-7067
市川市	介護保険課	047-704-0282
柏市	介護保険課	047-167-1135
鎌ヶ谷市	高齢者支援課高齢者福祉係	047-445-1375
船橋市	介護保険課	047-436-2302
流山市	健康福祉部介護支援課	047-150-6531
東京都国民健康保険団体連合会	苦情相談窓口	03-6238-0177
葛飾区	介護保険課	03-3695-1111
江戸川区	介護保険課	03-5662-0061
埼玉県国民健康保険団体連合会	苦情相談窓口	048-824-2568
三郷市	ふくし総合支援課	048-953-1111

（個人情報の保護）

第15条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での療養及び介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修
- (4) 措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的実施するものとする。

- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(ハラスメント対策)

第18条 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的

な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより
看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものと
する。

（その他運営についての留意事項）

第 19 条 ステーションは、看護師等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、
また、業務体制を整備する。

採用時研修 採用後 3 ヶ月以内

継続研修 年 2 回

- 2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であつた者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で
なくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所の従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定訪問看護及び指定介護予防訪
問看護、健康保険法に基づく指定訪問看護の提供をさせないものとする。
- 5 事業所は、訪問看護に関する諸記録を整備し、その完結の日から最低 5 年間は保存するものとす
る。
- 6 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は、地域医療福祉支援サービス株式会社と
ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

（身体拘束の適正化）

第 20 条 事業所は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心
身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

- 2 身体拘束等の適正化のための対策委員会を定期的開催するとともに、その結果について、
従業者に周知徹底を図る。
- 3 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

4 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的を実施する。

附 則

この規程は、平成 29 年 9 月 1 日から施行する。

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 5 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 11 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 2 年 11 月 10 日から施行する。

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。